

議会改革特別委員会

委員長中間報告

平成29年2月定例会

議会改革特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、

「議会改革について」であります。

当委員会は、今日まで8回にわたり委員会を開催し、精力的かつ慎重に調査を進めてまいりましたが、今定例会までに全ての調査の終了を見るに至らず、今回の報告が当委員会の中間報告であることを御了承いただきたいと思います。

初めに、政務活動費の総額について、御報告申し上げます。

政務活動費の総額については、会派及び議員へ交付する議員1人当たりの政務活動費の額を過去の執行状況に即して見直しを行うべきとの提案が委員からあったことから、意見交換を重ねて検討してきました。

その主な意見について申し上げます。

・政務活動費の執行率が6割程度であることを踏まえ、会派及び議員へ交付する議員1人当たりの政務活動費の額を、

現在の月額 9 万円から月額 5 万円程度に減額するべきである。

- ・ 同規模自治体である関東近辺の旧特例市で月額 5 万円を超えているのは水戸市と厚木市の 2 市のみであり、

他の 8 市は月額 5 万円以下のため、

その状況を勘案すると月額 5 万円程度が適当である。

- ・ IT 化など、これからの議員の活動を考え、減額するとしても月額 7 万円程度ではないか。

- ・ 報酬額と政務活動費の金額を合わせた合計額を考慮し、他市と比較して検討したほうがよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、政務活動費の総額について検討を進めてきたところ、平成29年 4 月 1 日から会派及び議員へ交付する議員 1 人当たりの政務活動費の額を、月額 9 万円から月額 5 万円に減額することについて、全員一致で決定しました。

また、政務活動費の額を月額 5 万円とすることについては、

草加市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する必要があることから、条例改正案を委員会として本会議に提出することに決した次第であります。

なお、政務活動費の額を月額 9 万円から月額 5 万円とすることに伴い、予算ベースで年間 1,344 万円の削減となり、議員 1 人当たりの人件費に換算すると、議員 1.3 人分の削減となります。

次に、政務活動費の領収書等の公開について、御報告申し上げます。

昨今、政務活動費に関する報道が多々なされる中、とりわけ領収書の公開など、情報の積極的な公開が求められている状況を鑑み、政務活動費の領収書等の公開を行うべきとの提案が委員からあったことから、意見交換を重ねて検討してきました。

その主な意見について申し上げます。

- ・ 政務活動費の使途の透明性の確保を図るため、
精算に必要な書類は全て公開するべきである。
- ・ 収支報告書などは市議会ホームページで公開したほうが
よい。

以上が各委員から出された意見のうち、
主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、
政務活動費の領収書等の公開について
検討を進めてきたところ、平成28年度分の政務活動費から、
領収書等の提出された書類は全て公開することとし、
さらに政務活動費収支報告書、
領収書等が添付された支出書 及び 交通費計算書は
市議会ホームページにて積極的に公開することについて、
全員一致で決定しました。

次に、議事堂のあり方について、御報告申し上げます。

新庁舎建設に当たり、
議会の意見を議事堂の設計に反映させるため、

新庁舎建設のスケジュール等について、
執行部から説明を受け、平成29年6月末日までに意見を
まとめる必要がある項目等を整理し、協議を行いました。

その主な検討内容を申し上げます。

まず、議事堂の独立性については、
庁舎内を通らずに直接議事堂へ移動できるなど、
施設内における議事堂の独立性を検討しております。

次に、議事堂の利活用については、
議場・委員会室は有効なスペースとなり得るため、
議会が開催されていないときなどの利活用を
検討しております。

次に、傍聴席については、
車椅子の方などに配慮した傍聴席の配置を
検討しております。

次に、セキュリティについては、
水曜夜間・日曜窓口の開庁時間などを含め、
議員控室等のセキュリティ強化を検討しております。

次に、全員協議会の部屋の設置については、
全員協議会で使える大部屋の設置を検討しております。

次に、議員控室については、
会派構成の変更時の対応も含め、
議員控室のあり方を検討しております。

次に、打ち合わせ・来客対応用スペースの確保については、
市民の方などが突然訪問されても対応できるような
スペースの確保を検討しております。

以上が、検討内容のうち、主なものであります。

次に、議事堂のあり方について、
2月14日に東京都千代田区を視察してまいりましたので、
その概要を申し上げます。

千代田区庁舎は、PFI事業により、
国の合同庁舎との共同建築として平成19年2月末に竣工し、
敷地面積4,258.5㎡、延べ床面積約6万㎡のうち
千代田区所有 床面積 約2万4,500㎡、
地上23階、地下3階の建物であり、

そのうち7階及び8階が議事堂とのことであります。

議事堂の特徴としては、議場は傍聴席を除き207㎡で、
段差や傾斜のないフラットな床となっている。

議場の机・椅子については全て可動式で、
傍聴席下の倉庫に収納が可能となっており、
ミニコンサートや映写会などの多目的利用に配慮された
設備となっているとのことであります。

また、議場のレイアウトについては、
議員や執行部が、議長や演台、
スクリーンを視認しやすいように、
議長席を中心に議員席と執行部席が対面する形で
少し斜めにずらした斜行型のレイアウトとしている
とのことであります。

また、議場正面に設置された200インチのスクリーンでは、
議席番号と議員氏名が表示されるほか、
投票システムにより賛成、反対等の
個々の議員の表決態度と議案等の可否が

視覚的に確認できるとのことです。

また、傍聴席には、車椅子用スペースを3席設置し、耳の不自由な方のためには専用の補聴器に議場内の音を送信する難聴者補助システムを設置しているほか、正面スクリーンを補完する2台の65インチモニターを傍聴席用に設置しているとのことです。

また、委員会室は4室あり、間仕切りを外すことで一体利用が可能であり、第1、第2委員会室あわせて300㎡、第3、第4委員会室あわせて185㎡で、各委員会室にはカメラが設置され、庁舎内のテレビモニターへの放映が可能とのことです。

また、庁舎のセキュリティについては、セキュリティカードによる入室可能エリアの制限があり、議員控室エリア等は

セキュリティカードを持っている職員や
議員しか入れないようになっており、
休日・夜間はエレベーターの着床制限も
かかるとのことであります。

以上が県外行政視察の概要であります。

終わりに、当委員会としては、特定事件の重要性に鑑み、
さらに精力的に調査を進めてまいるものであります。

以上、中間報告とさせていただきます。